

自己評価の実施手順

◎ 自己評価は、以下の3つのステップを実施してください。

STEP 1 (STEP 1を終了した場合、に確認のチェックを入れてください。)

自己評価の実施（速やかに）

- ・「[自己評価実施ガイドライン](#)」等に基づき各事業所で実施してください。
（(1)「自己評価結果表」 → (2)「評価結果整理表」）
- ・最低1年に1回の実施が必要です。
- ・サービス評価等を行うための組織「サービス向上委員会」を事業所内に設置して、サービスの評価をお願いします。
- ・自己評価の結果（(1)「自己評価結果表」および(2)「評価結果整理表」）から得られた課題等について、取り組むべき優先順位、具体的な行動計画を記した(3)「サービス改善計画」を作成し、次年度以降改善に取り組んでください。



STEP 2 (STEP 2を終了した場合、に確認のチェックを入れてください。)

自己評価の結果の公表（STEP 1実施後、速やかに）

- ・事業所内の見やすい場所に自己評価の結果表等を掲示してください。
- ・利用者家族への送付、ホームページ掲載など、広く公表する方法もご検討をお願いします。

※令和6年度より、県庁および健康福祉事務所への送付は廃止されました。



STEP 3 (STEP 3を終了した場合、に確認のチェックを入れてください。)

県へ実施状況の報告 9月26日（金）まで（厳守）

- ・滋賀県 HP 掲載の「[健康福祉サービス自己評価実施状況報告（介護保険・高齢福祉サービス）](#)」（しがネット受付サービス）で実施状況の報告（専用ページからの報告）をお願いします。

URL :

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/koureisya/323036.html>

※注意

＜STEP 2＞自己評価の結果を公表しただけでは、報告完了にはなりません。
必ず、＜STEP 3＞「健康福祉サービス自己評価実施状況報告（介護保険・高齢福祉サービス）」での報告（専用ページからの報告）も併せてお願いします。

